



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 3 月 23 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「貨物貿易における対外債権の登録管理について(その2) -ユーザンス付回収部分-

1. 輸出代金ユーザンス付回収の登録について

(出所:「貿易与信登録管理システム(ユーザンス付回収部分)の手続きガイドラインに関する通達」)

要件	・2008年12月1日より、新規に発生した90日を超える輸出代金ユーザンス付回収は、外貨管理局のシステムへの登録が必要。
登録内容 (第 6、12 条)	・【契約の登録】輸出契約に貿易代金のサイト付回収条項が含まれる場合、契約を締結した日より15営業日以内に、または、輸出契約が無い、輸出契約にサイト付回収条項が無い、或いは90日を超えないサイト付回収条項が含まれるものの回収サイトが90日を超えることが予測される場合、輸出後90日に加えた15営業日目に、若しくは、輸出契約がない、輸出契約にサイト付回収条項が無い、或いは90日を超えないサイト付回収条項が含まれるもの実際に代金回収が90日を超える場合、輸出日より90日後の15営業日前までに、登録。 ・【債権の登録】輸出契約に貿易代金のユーザンス付回収条項が含まれる場合、実際輸出した後、通関証明書の発行日より90日に加えた15営業日目に、輸出契約が無い、輸出契約にユーザンス付回収条項が無い、或いは90日を超えないユーザンス付回収条項が含まれるものの代金回収が90日を超えることが予測される場合、実際の輸出日から90日後から15営業日以内に、若しくは、輸出契約がない、輸出契約にユーザンス付回収条項が無い、或いは90日を超えないユーザンス付回収条項が含まれるもの実際に代金回収が90日を超える場合、実際の輸出日から90日後から15営業日以内に、契約の登録と同時にユーザンス付回収について登録。 ・【取引銀行の登録】外貨管理局が債権の登録を確認した後、企業はシステムにて入金銀行を指定する。
登録の取消 (第 13、14 条)	・ユーザンス付回収の決済を行う場合、特に税関当局等の要請がなければ、指定した銀行に対し登録取消手続の申請をする。また、返品、回収代金の国外留保の当局認可取得、その他代金回収ができない場合は、外貨管理局に取消の申請を行い申請企業所在地の外貨管理局が取消を確認する。
ユーザンス 登録可能額 (第 11 条)	・外貨管理局は企業の輸出代金ユーザンス付登録可能額に対して、当面規制しない。

2. 旧規定との比較について

旧規定	・対応する規定はなし。 ・ユーザンス付貿易代金の回収後、関連する外貨入金の核銷手続を行う事が必要。
新規定	・90日を超える輸出代金ユーザンス回収の場合は、外債登録が必要。

以上

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載